

## 平成29年度 公益財団法人秋田県女性会館 第2回評議員会議事録

1 日 時 平成30年3月2日（金）午前10時から午前11時45分まで

2 会 場 秋田県女性会館第2実技研修室（アトリオン7F）

3 出席者 評議員現在数4名 定足数3名

[評議員出席者] 評議員 相場 郁子 評議員 伊藤 久子  
評議員 佐々木和子 評議員 佐々木 正  
(以上4名)

[理事出席者] 代表理事 高山万紀子 業務執行理事 庄内公子（以上2名）

4 議 題

[決議事項]

第1号議案 公益財団法人秋田県女性会館の資産の取り崩し（案）について

第2号議案 「公益財団法人秋田県女性会館の役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程（一部改定案）」について

[報告事項]

①公益法人の立入検査 実施記録

②平成29年度第5回理事会（平成30年2月21日開催）の協議内容について

5 議事の経過の概要及びその結果

出席した評議員に了解された事務局案により、佐々木和子評議員が議長となり、本評議員会は、定款第18条の規定に定める定足数を満たしており、適法に成立し、決議できる条件を満たしていることを確認した。

なお、定款第21条による議事録署名人については、議長が出席評議員の同意を得て、相場郁子評議員と伊藤久子評議員を選出し、議事に入った。

[決議事項]

(1)第1号議案 公益財団法人秋田県女性会館の資産の取り崩し（案）について

第1号議案について、業務執行理事より資料に基づき説明があった後、質疑が行われた。この3年間を振り返ると資産が約5800万円から約2800万円に減じており、危機感を持たざるをえない。改善計画として、経営のスリム化、受講料の値上げの実施、近隣施設の講座の情報集め等を検討し、競争に勝てる講座を企画し、受講者を集めることを並行して行う等の意見が出された上で、資産の取り崩しについて出席評議員全員一致により決議された。

(2)第2号議案 「公益財団法人秋田県女性会館の役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程（一部改定案）」について

第2号議案について、代表理事から資料に基づき説明が行われた後、質疑が行われた。代表理事をはじめ理事、評議員の報酬額についても意見が交わされたが、今後検討することとし、理事・代表理事・監事の報酬の年度総額（上限額）について提案した一部改定案は、出席評議員全員一致で決議された。

[報告事項]

①公益法人の立入検査 実施記録

①について代表理事より資料について説明が行われた後、質疑が行われ、出席評議員全員により了承された。

②平成29年度第5回理事会（平成30年2月21日開催）の協議内容について

②について代表理事、業務執行理事より資料について説明が行われた後、質疑が行われ、出席評議員全員により了承された。

以上、この議事録が正確であることを証明するために、議長並びに議事録署名人は次のとおり署名押印する。

平成30年3月30日

○  
印

議長 佐々木 和子

議事録署名人

相場郁子

議事録署名人

伊藤久子

○  
印

○  
印